

判決年月日	平成 2 2 年 1 2 月 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 1 年 (行 ケ) 第 1 0 3 6 6 号		
○ 名称を「耐疲労特性に優れた高強度無方向性電磁鋼板とその製造法」とする発明に係る特許について、引用例に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができ、特許法 2 9 条 2 項により特許を受けることができないとした審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

1 事案の概要

原告は、名称を「耐疲労特性に優れた高強度無方向性電磁鋼板とその製造法」とする発明について特許出願をしたが (特願 2 0 0 0 - 5 1 8 6 1 号) , 特許庁から拒絶査定を受けたので、不服審判請求をした (不服 2 0 0 7 - 2 6 3 2 6 号) 。

特許庁が、平成 2 1 年 9 月 2 8 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたので、原告がその取消しを求めたのが本件訴訟である。

なお、審決の理由の要旨は、本願発明 (請求項 1) と引用例 (特開平 1 1 - 3 1 0 8 5 7 号公報) に記載された発明 (引用発明) との間の相違点のうち、相違点 1 を解消することは当業者が容易になし得た等価成分間の含有量調整であり、相違点 2 , 3 は実質的な差異ではないから、本願発明は引用発明に基づいて当業者が容易に発明できたもので、進歩性を欠くというものである。

2 裁判所の判断

裁判所は、引用例中の記載や各証拠に照らしても、本願発明の電磁鋼板で含有成分として特定されている S i , M n , 酸可溶 A l が等価成分であるということは困難であり、上記各成分の含有率を適宜調整して相違点 1 を解消することは当業者が容易になし得た等価成分間の含有量調整であるとはいえないなどとして、審決の容易想到性の判断には誤りがあると判示し、審決を取り消した。